

平成29年3月27日開催

## 石狩市教育委員会会議（3月定例会）資料

### <議案>

- ・（仮称）厚田小中学校整備基本計画について〔別冊〕
- ・石狩市立学校に勤務する県費負担教職員の退職管理に関する規則の制定について  
・・・・・・・・P1～P2
- ・石狩市立学校管理規則の一部改正について ・・・・・・・・P3～P5
- ・石狩市資料館条例施行規則の一部改正について ・・・・・・・・P6～P10

### <報告事項>

- ・石狩市いじめ防止基本方針の検証について ・・・・・・・・P11～P15

石 狩 市 教 育 委 員 会

## 議案第2号

石狩市立学校に勤務する県費負担教職員の退職管理に関する規則の制定について

平成29年3月27日提出

石狩市教育委員会 教育長 鎌 田 英 暢

このことについて、下記のとおり制定したいので、石狩市教育委員会事務委任規則（平成3年教育委員会規則第13号）第1条第3号の規定に基づき議決を求める。

### 石狩市教育委員会規則第 号

石狩市立学校に勤務する県費負担教職員の退職管理に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに石狩市職員の退職管理に関する条例（平成28年条例第7号。以下「条例」という。）の規定に基づき、石狩市立学校に勤務する県費負担教職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員。（以下「県費負担教職員」という。））の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（部長又は課長に相当する職）

第2条 条例第2条の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として任命権者が別に定めるもの及び法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、校長とする。

（管理又は監督の地位にある職員の職）

第3条 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として任命権者が別に定めるものは、校長とする。

（再就職の届出を要しない場合）

第4条 条例第3条の任命権者が別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 教育委員会又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員（以下この号において「地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- (2) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項の規定により県費負担教職員として採用された場合（この規則に定めがない事項）

第5条 この規則に定めるもののほか、石狩市立学校に勤務する県費負担教職員の退職管理に関し必要な事項については、石狩市職員の退職管理に関する規則（平成28年規則第14号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第3号

石狩市立学校管理規則の一部を改正する規則案

平成29年3月27日提出

石狩市教育委員会 教育長 鎌田英暢

石狩市立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則

石狩市立学校管理規則（昭和50年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 前                                                                                                                                                                                                                               | 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(赴任)</p> <p>第41条 職員は、採用又は転任の辞令を受けたときは、7日以内に赴任しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(校長の事務引継ぎ)</p> <p>第42条 校長は、転任、退職、休職等の辞令を受けたときは後任者に、後任者に引き継ぎできないときは教頭（教頭が置かれていない場合は、校長の指定する所属職員）に事務引継書（別記第19号様式）により、速やかに事務を引き継ぎ、これを教育長に届け出なければならない。</p> | <p>(赴任)</p> <p>第41条 職員は、採用又は転任の<u>発令</u>の通知を受けたときは、7日以内に赴任しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(校長の事務引継ぎ)</p> <p>第42条 校長は、転任、退職、休職等の<u>場合</u>には後任者に、後任者に引き継ぎできないときは教頭（教頭が置かれていない場合は、校長の指定する所属職員）に事務引継書（別記第19号様式）により、速やかに事務を引き継ぎ、これを教育長に届け出なければならない。</p> |

別記第 19 号様式 (第 42 条関係)

事 務 引 継 書

私は、 年 月 日に(退職し)(転任を命ぜられ)(免職され)ましたので、下記のとおり事務を引き継ぎます。

年 月 日

(前任者)

職 名 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

上記の事務引き継ぎを受けました。

(後任者)

職 名 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

記

- 1 引継ぎをする事務
- 2 事務処理中の懸案事項
- 3 引継ぎをする書類  
(1) 記録文書  
(2) その他の簿冊

記載上の注意

引継書文中のかつこ書きの部分は、不要の部分を消すこと。

別記第 19 号様式 (第 42 条関係)

事 務 引 継 書

私は、 年 月 日に( )ので、下記のとおり事務を引き継ぎます。

年 月 日

(前任者)

職 名 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

上記の事務引き継ぎを受けました。

(後任者)

職 名 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

記

- 1 引継ぎをする事務
- 2 事務処理中の懸案事項
- 3 引継ぎをする書類  
(1) 記録文書  
(2) その他の簿冊

記載上の注意

引継書文中のかつこ書きの部分は、転任、退職、休職等の事由を記載すること。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

石狩市資料館条例施行規則の一部を改正する規則案

平成 29 年 3 月 27 日提出

石狩市教育委員会 教育長 鎌 田 英 暢

石狩市資料館条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則

石狩市資料館条例施行規則（平成16年規則第5号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 前                                                                                                        |                                                                                                                                                     | 改 正 後       |                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (開館時間及び休館日)                                                                                                  |                                                                                                                                                     | (開館時間及び休館日) |                                                                                                                                       |
| 第2条 石狩市資料館（以下「資料館」という。）の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。 |                                                                                                                                                     | 第2条 略       |                                                                                                                                       |
| 開館時間                                                                                                         | (1) いしかり砂丘の風資料館<br>午前9時30分から午後5時まで<br>(2) 石狩市厚田資料室及び石狩市はまます郷土資料館<br>午前10時から午後4時まで                                                                   | 開館時間        | (1) いしかり砂丘の風資料館<br>午前9時30分から午後5時まで<br>(2) 石狩市はまます郷土資料館<br>午前10時から午後4時まで                                                               |
| 休館日                                                                                                          | 火曜日（当該火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該火曜日後最初に到来する休日以外の日）及び12月29日から翌年1月3日まで石狩市厚田資料室及び石狩市はまます郷土資料館に<br>ついては11月1日から翌年4月30日まで | 休館日         | 火曜日（当該火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該火曜日後最初に到来する休日以外の日）及び12月29日から翌年1月3日まで石狩市はまます郷土資料館については11月1日から翌年4月30日まで |

(入館券の交付)

第3条 資料館に入館しようとする者（以下「入館者」という。）は、入館料を支払い、入館券（いしかり砂丘の風資料館にあっては別記第1号様式、石狩市厚田資料室にあっては別記第1号の2様式、石狩市はまます郷土資料館にあっては別記第1号の3様式）の交付を受けなければならない。ただし、委員会が特に認める者は、この限りでない。

別記第1号の2様式（第3条関係）

|             |     |
|-------------|-----|
| 日付          | No. |
| 石狩市厚田資料室入館券 |     |
| 一日限り有効      | 円   |
| 石狩市教育委員会    |     |

別記第1号の3様式（第3条関係） 略

(入館券の交付)

第3条 資料館に入館しようとする者（以下「入館者」という。）は、入館料を支払い、入館券（いしかり砂丘の風資料館にあっては別記第1号様式、石狩市はまます郷土資料館にあっては別記第1号の2様式）の交付を受けなければならない。ただし、委員会が特に認める者は、この限りでない。

別記第1号の2様式（第3条関係）（改正前別記第3号様式と同じ。）



別記第2号様式（第4条関係）

石狩市資料館入館料後納申請書

年 月 日

石狩市教育委員会 様

申請者 住所

団体名

代表者名

下記のとおり、入館料の後納を申請します。

|        |                                       |
|--------|---------------------------------------|
| 施設名    | いしかり砂丘の風資料館・石狩市厚田資料室・石狩市は<br>まます郷土資料館 |
| 入館日    | 年 月 日                                 |
| 入人数    | 人                                     |
| 後納理由   |                                       |
| 入館料納入日 | 貴教育委員会の指定する日                          |
| 備考     |                                       |

担当者名

連絡先 TEL

FAX

別記第2号様式（第4条関係）

石狩市資料館入館料後納申請書

年 月 日

石狩市教育委員会 様

申請者 住所

団体名

代表者名

下記のとおり、入館料の後納を申請します。

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 施設名    | いしかり砂丘の風資料館・石狩市はまます郷土資料館 |
| 入館日    | 年 月 日                    |
| 入人数    | 人                        |
| 後納理由   |                          |
| 入館料納入日 | 貴教育委員会の指定する日             |
| 備考     |                          |

担当者名

連絡先 TEL

FAX

別記第3号様式 (第5条関係)

資料館入館料減免申請書

石狩市教育委員会 様

申請者 住所

所属団体名

代表者名

年 月 日

別記第3号様式 (第5条関係)

資料館入館料減免申請書

石狩市教育委員会 様

申請者 住所

所属団体名

代表者名

年 月 日

下記のとおり、入館料の減免を申請します。

|         |                                   |  |    |
|---------|-----------------------------------|--|----|
| 施設名     | いしかり砂丘の風資料館・石狩市厚田資料室・石狩市はまます郷土資料館 |  |    |
| 入館日     | 年 月 日                             |  |    |
| 減免対象者氏名 | (団体の場合は代表者名)                      |  | 人数 |
| 減免理由    | 石狩市資料館条例施行規則別表第1項・第2項・第3項・第4項     |  |    |
| 備考      |                                   |  |    |

|       |   |   |
|-------|---|---|
| 審査の結果 | 承 | 認 |
|       | 不 | 認 |

|    |    |    |    |
|----|----|----|----|
| 決裁 | 課長 | 主査 | 担当 |
|    |    |    |    |

下記のとおり、入館料の減免を申請します。

|         |                               |  |    |
|---------|-------------------------------|--|----|
| 施設名     | いしかり砂丘の風資料館・石狩市はまます郷土資料館      |  |    |
| 入館日     | 年 月 日                         |  |    |
| 減免対象者氏名 | (団体の場合は代表者名)                  |  | 人数 |
| 減免理由    | 石狩市資料館条例施行規則別表第1項・第2項・第3項・第4項 |  |    |
| 備考      |                               |  |    |

|       |   |   |
|-------|---|---|
| 審査の結果 | 承 | 認 |
|       | 不 | 認 |

|    |    |    |    |
|----|----|----|----|
| 決裁 | 課長 | 主査 | 担当 |
|    |    |    |    |

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から適用する。

## <報告事項>

### ① 石狩市いじめ防止基本方針の検証について

## 石狩市いじめ防止基本方針

### 「検証」

#### <基本的な方向性>

##### 1. 市として

- (1) いじめの防止や解決に向けて、必要な施策を総合的かつ効果的に推進します。
- (2) いじめを受けた子どもへの適切な支援を行うため、相談体制の充実に努めます。
- (3) いじめに対する適切な指導や対応を行うため、学校や家庭、関係機関との連携の強化や体制の整備に努めます。
- (4) 学校におけるいじめの実態把握に努めるとともに、いじめを把握した際には迅速に必要な措置を講じます。
- (5) 子どもたちがいじめについて理解し、いじめを行わない、許さないという意識の醸成に向け必要な啓発を行います。

##### 2. 学校として

- (1) いじめ防止に関する基本的な方針を定め、これに基づいて必要な指導、支援を実施します。
- (2) あらゆる教育活動を通じて、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育みます。
- (3) 子どもたちが主体となっていじめについて考え、子どもたち自ら防止する取組が実践できるよう支援します。
- (4) 個別の面談やアンケート、子どもたちとの交流を通して、子どもたち一人ひとりの状況の把握に努めます。
- (5) いじめの早期発見、早期対応をするための組織体制及び相談体制を整えるとともに、いじめを把握した際には解決に向け迅速に組織的に対応します。
- (6) 保護者や地域、関係機関と連携し、情報を共有しながらいじめ防止に取り組めます。

#### 「検証」

##### ■基本的な方向性「1. (市) 及び2. (学校)」について

| 取組                                                 | 改善点（課題）                                                  |
|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 教育委員会及び学校はそれぞれ、いじめ防止に関する方向性を確認し連携を図りながら、施策の推進に努めた。 | 平成 29 年に予定されている、国の基本方針の改定案等の内容を踏まえ、いじめ防止のための方向性・考え方を決める。 |

## <実施する施策>

### 1. いじめの防止

#### (1) いじめ問題対策協議会の設置

教育委員会や学校の取組について課題を明らかにし、学校と教育委員会が共通理解のもと、より実効性のある対策を検討します。

#### (2) いじめ防止強調月間の実施

「いじめ防止強調月間」を設け、学校の実態に応じて、子どもたちが主体的に考える取組を実施します。

#### (3) スクールカウンセラーの配置

子どもたちが安心して相談ができるように専門的知識を有した職員の配置など相談体制の整備を図ります。

#### (4) その他必要な取組の実施

### 「検証」

#### ■実施する施策「1. いじめの防止：(1)～(4)」について

| 取組                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 改善点（課題）                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| (1) 2回／年開催し、いじめの状況の実態把握及び防止に向けた取組内容を協議した。<br>(2) 各学校で強調月間を設定のうえ、児童会・生徒会主催で、いじめ撲滅に取組んだ。<br>(3) 中学校には全校配置、小学校には7校に配置済み。<br>(4) 具体的な取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Q－U検査の実施</li> <li>・ 授業での取り上げ</li> <li>・ 外部の意見を聞く会の実施</li> <li>・ 学校便りの発行</li> <li>・ 教職員研修「サマーセミナー」の実施（ネットいじめやネット依存）</li> <li>・ 保護者向け啓発用リーフレット及びいじめ相談カードの児童生徒への配布</li> <li>・ いじめ防止啓発ポスター製作やイベント時のキャラクターによるいじめ防止PR</li> </ul> | 引き続き、教育委員会、学校及び保護者、関係機関が連携を密にしながら、未然防止に向け、組織的な施策の展開を図る。 |

## 2. いじめの早期発見

### (1) いじめ通報ホットラインの設置

相談などが難しい子どもや保護者の声を少しでも把握し、対応するため教育委員会（教育支援センター）に相談電話を設置します。

### (2) いじめの把握のためのアンケート調査の実施

年2回、子どもたちを対象としたアンケート調査を実施し、いじめの把握に努めます。

### (3) インターネットパトロールの実施

定期的にインターネットをパトロールし、インターネットを通して行われるいじめの防止と把握に努めます。

### (4) その他必要な取組の実施

#### 「検証」

#### ■実施する施策「2. いじめの早期発見：(1)～(4)」について

| 取組                                                                                                                                                                                                                                                        | 改善点（課題）                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| (1) 年度初めに電話番号を入れた名刺大の大きさの印刷物を全児童生徒に配布し、周知に努めたが、利用は少ない。<br>(2) 年2回アンケートを実施しているほか、学校がいじめを認知した場合は都度、学校は教育委員会に報告している。<br>(3) 道教委にて調査会社に委託し、監視に努めているが、市内校でヒットする事案があれば調査会社から教育委員会に連絡が来る。<br>それを受け教育委員会は、当該校に内容も含め削除を要請している。<br>(4) 具体的な取組<br>・ スクールソーシャルワーカーの配置 | いじめ発見のための施策の周知・広報に努めながら引き続き、教育委員会、学校及び保護者、関係機関が早期発見に向け施策に取り組む。 |

## 3. いじめへの対応

### (1) 実態把握のための調査の実施

いじめを把握した際に、支援や措置を講じるため必要に応じて調査を行います。

### (2) 緊急の人的派遣

いじめを受けた子どもに対する支援やいじめを行った子どもに対する指導などで人的支援が必要と判断した場合は人材を確保し、配置します。

### (3) 関係機関との連携

いじめの中でも生命や身体に重大な影響を及ぼすものや犯罪行為として対応が必要なもの及びその他連携が必要と判断したものについては、警察や児童相談所などの関係機関に相談、通報し、適切な対応を行います。

### (4) その他必要な取組の実施

#### 「検証」

#### ■実施する施策「3. いじめへの対応：(1)～(4)」について

| 取組                                                                                                                                             | 改善点（課題）                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| (1) いじめの情報が児童生徒や保護者から、教育委員会や学校に寄せられた場合、学校はいじめの有無の事実確認を行い教育委員会に報告するほか、学校がいじめを認知した場合も同様の対応を行った。なお、問題の解決に向け、専門家（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー）の活用も図った。 | 引き続き、教育委員会、学校及び保護者、関係機関とは協働・連携の関係を育みながら、いじめの対応の施策に取り組む。 |
| (2) 学校からのスクールカウンセラー緊急の派遣要請及びスクールソーシャルワーカーの人的協力依頼に対し、教育委員会は適切に応じた。                                                                              |                                                         |
| (3) いじめ防止対策法施行以降、警察や児相への通報事案はなかった。                                                                                                             |                                                         |
| (4) 具体的な取組<br>・ いじめ対策委員会の設置                                                                                                                    |                                                         |

### <その他>

#### 1. 取組マニュアルの徹底

市内小中学校には、毎年度初めに「いじめ問題への取組マニュアル」を周知して、各校のいじめ防止基本方針とあわせて、いじめ防止に向けた取組の更なる充実を図ります。

#### 2. 基本方針の検証と見直し

基本方針の取組や内容については、3年ごとにいじめ問題対策協議会等で検証し、必要に応じて見直します。

「検証」

■その他「1.取組マニュアルの徹底」について

| 取組                                                              | 改善点（課題）                                 |
|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 本マニュアルについて、学校にいじめ事案への対応等の活用のほかに校内研修にも役立つ冊子として、毎年度、内容の更新を図り配布した。 | 引き続き毎年度、社会の動向を注視し必要事項の加除・修正を行い、学校に提供する。 |